

医薬品と保健的食品の適切な使用を支援する情報紙

ふあるま・ねっと通信

第40号 2015/12

ふあるま・ねっと の ”ふあるま” はラテン語で薬を意味します

発行：特定非営利活動法人 ふあるま・ねっと・みやぎ

Fax：022-393-7119

e-mail：pharm-nm@fj8.so-net.ne.jp URL：<http://www.pharm-nm.org/>

・・・ 「機能性表示食品での生鮮食品」で消費者庁が受理 ・・・

消費者庁は、JAみっかびの温州みかんと、発芽野菜を生産、販売するサラダコスモの大豆もやしについて、今年4月から施行された機能性表示食品での生鮮食品として届け出を受理しました。

これは生鮮食品として、初の受理となりましたが、産地や小売店などは消費者に付加価値がスムーズに認められ、他の商品より高く販売することができるかどうか注目しています。その他にも生鮮食品として消費者庁に届け出が複数あるようですが、生育環境に左右されるなどで機能性表示をどのようにアピールしていくのか、課題がありそうです。

紙上講座 生活習慣病予防

我が国において、酒は百薬の長と言われ、適度な飲酒は疲労感を和らげ、食欲を増進させるなどの効果を持つことから、古来より生活に密着しています。

また、現代社会においても、適正な飲酒習慣はストレスを緩和し、人間関係を円滑にする役割を持っており、国の文化の構成要素として欠くことできないものとなっています。

しかし、一方でアルコール飲料は国民の健康の保持・向上という観点からの考慮を必要とする特性を有しており、さまざまな問題点が明らかになってきました。適切な判断ができるように、前回に続いてアルコール対策についてみていきましょう。

アルコール関連問題の状況について

(1) 我が国におけるアルコール関連問題の生物学的背景として、日本人の約半数がアルコール代謝の能力が弱いという人種的特徴のあることがわかっています。

(2) 1日の平均純アルコール摂取量150ml以上の大量飲酒者は、我が国において推計200万人を

超えています。

(3) 一般病院における全入院患者のうち、適正を欠いた飲酒によって病状が悪化したと考えられるものが推計で14.7%に及ぶという調査結果が報告されています。

(4) アルコール症スクリーニングテストによる問題飲酒者が、職場における40歳以上の男性の14%に及ぶという調査結果が報告されています。

(5) 高校生の15%が週に1回以上飲酒すると、その研究結果があり、未成年者の飲酒と、酒類の自動販売機設置や宣伝・広告を関連づける研究結果が報告されています。

このようなデータをどう受け止めますか？

近年、多くの研究成果が発表され、この問題の重大性が指摘されています。アルコールと健康との関係について、正確な知識を得て自らの習慣を見直すばかりではなく、周囲への普及も必要です。

機能性表示食品① 「機能性表示食品」とは？

～～～[得する情報]～～～

最近、よく「機能性表示食品」の新聞一面の広告を眼にしませんか？

”一般食品”は機能性の表示ができませんが、”保健機能食品”の中に含まれている「機能性表示食品」は機能性の表示ができます。あくまでも、食品であり医薬品ではありません。

では、「特定保健用食品（トクホ）」と何が違うのでしょうか？「機能性表示食品」は、安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。消費者には、「商品を買う前、摂取する前に、商品に表示されている注意書きや消費者庁のウェブサイト公開された情報をしっかり確認してください。」と消費者庁は言っています。では、機能性表示食品を購入する消費者は、きちんと情報を確認するのでしょうか？どちらかということ、お客様の声や殺し文句のようなコマーシャルを信じて購入する方が多いのではないのでしょうか？

ここで、新聞広告の片隅に小さい字で書かれている文章に注目してみましょう。

「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁官による個別審査を受けたものではありません」「機能性の質に言及したものではありません」「効果を保証するものではありません」

消費者に一番大切な文章が、見えないくらいの字で片隅に書いてあることが問題です。次回からは、機能性表示食品として届けられた商品について一つ一つ見ていきましょう。

◎食品の区分と表示(日本)



◎機能性表示食品のチェックポイント

◆パッケージに医薬品のような表示はないか？

- ・「診断」、「予防」、「治療」、「処置」など医学的な表現
- ・治療効果、予防効果を暗示する表示

◆誇大な表現ではないか？

- ・肉体改造、増毛、美白など意図的な健康の増強を標ぼうするような表現

◆ニセ科学や擬似科学の説明ではないか？

- ・科学的な根拠に基づき十分に説明できない機能性に関する表現

以上のような表現があるものは違反商品!!

ふあるま・ねっと・みやぎの活動

1. 出前講座・・・地域グループ、学校関係、各種施設などの小規模な集まりに、ご希望に応じた「はなし」を出前いたします。(1時間程度)
2. 各種イベント、講演会への講師派遣(1～2時間)
3. ふあるま・ねっと・みやぎが企画するイベント：公開フェア、研修会 など
4. 会員・・・会の趣旨に賛同する方(詳細はお問い合わせください)
会員特典・・・情報、資料等の無料提供(印刷実費、送料のみ有料) 研修会への参加費割引など

☆講座、講演の内容(メニュー)および詳細は事務所に問い合わせるか、
「ふあるま・ねっと・みやぎ」ホームページをご覧ください。

問合せ、申込先] 〒980-0801 仙台市青葉区木町通 1-1-11 朝日プラザ北一番丁 101
TEL・FAX: 022-393-7119 e-mail: pharm-nm@fj8.so-net.ne.jp
(グループや団体名、代表者名、電話番号、資料送信先 FAX 番号を記入してください)
ホームページ: <http://www.pharm-nm.org/>